

意見書

平成23年10月12日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課御中

郵便番号 957-0061

住所 にいがたけんしほたしすみしちようめ12ばん22ごう 新潟県新発田市住吉町5丁目12番22号

氏名 かぶしきかいしゃにいがたつうしんきーびす 株式会社新潟通信サービス

だいひやうとりしまりやくほんませいじ 代表取締役 本間 誠治

電話番号. [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 総論

活用業務が認可制から届出制に変わることにより、総務省殿からNTT 東西殿に対し、同社が活用業務として行う業務内容についての事前規制が撤廃されることとなります。この事は、NTT 分割の意図(電気通信事業の公正な競争の確保)に反する行為が有識者や他の事業者の懸念を無視して行われる可能性が高くなります。

そのため届出制を実施するにあたり、本ガイドライン上において、活用業務として届け出された業務の検証を行う期間の明確化や検証した部署及び担当者、検討結果の公表方法を定める必要があると考えます。又、業務開始後の競争事業者等から申し立て窓口を明確にし、申し立ての事実の検証を行う期間とその結果が公表される事が必要と考えます。

## 各論

項	段落	意見
P. 8	IV総務省による検証等	<p><b>【原案】</b></p> <p>(2) 具体的には、平成 19 年度より運用されている競争セーフガード制度<sup>10</sup>の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及びNTT 東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>届出業務が事業に移されてから検証し、不備が判明した場合、活用業務のユーザに不便をかけることとなります。又、競争事業者等として事項の指摘等を行った場合に、指摘した事業者がこうした利用者からの批判を受けかねないと思われます。</p> <p>このため、総務省は早期に検証を終えると共に、その内容を広く公表する事を要望致します。</p>
P8	IV総務省による検証等	<p><b>【原案】</b></p> <p>(4) この他、競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれないことについての指摘や事例の提示がなされ、現に当該活用業務が当該範囲内で営ま</p>

		<p>れないと認められる場合には、総務大臣は、(3)と同様に、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>競争事業者等が「指摘や事例」を提示する相手としての総務省内の部署を明示していただきたいと考えます。この事により、中小の事業者でも「指摘や事例」を行える体制を整えていただく事を要望いたします。</p> <p>更に、「指摘や事例」に対し総務省が検証する期間を明示していただくと共に、その検証結果について、検証を行った担当者及びその結果を一般に広く公表する事を要望致します。</p>
--	--	---

以上